

令和2年度 第1回向日市地域包括支援センター運営協議会要点録

1 日 時：令和2年8月3日（月） 午後1時30分から3時30分まで

2 場 所：向日市福社会館 3階 大会議室

3 出席者

（出席）清家委員、内藤委員、繁本委員、木下委員、乾委員、高桑委員、
岡田委員、藪内委員（以上8名）

（欠席）山口委員

（事務局）小賀野部長、川本副部長、小畑主席課長、中島副課長、前田係長、中津主査
安田北地域包括支援センター長、村上中地域包括支援センター長、
野田南地域包括支援センター長

（傍聴者）なし

4 議 事

（1）令和元年度向日市地域包括支援センター事業実績報告について

（2）地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について

（3）令和2年度向日市地域包括支援センター事業方針について

5 資 料

資料1「令和元年度向日市地域包括支援センター事業実績報告」

資料2「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」

資料3「令和2年度向日市地域包括支援センター事業方針」

参考資料「向日市地域包括支援センター運営方針」、「向日市指定介護予防支援等の事業の
人員及び運営に関する基準等を定める条例」

6 内 容

議事(1) 令和元年度向日市地域包括支援センター事業実績報告について

- ・事務局から、令和元年度の地域包括支援センター（以下「包括」という。）の相談実績、
包括連絡会議、介護支援専門員連絡会議、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事
業（プラン作成数）、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会、出前講座（啓発活動）、
地域包括ケア会議、地区別地域ケア会議（ケース検討）、支援検討会（高齢者虐待に関
する検討等）について説明を行った。（資料1）

【質疑回答・意見要旨】

委 員 見守り SOS ネットワークとはどのようなものか。

事務局 認知症で行方不明等の危険がある方の氏名、生年月日、住所等の情報を事前に登録し、警察と共有することで早期に検索が可能となる。

委員 「1 相談実績」内「相談者及び相談方法別延べ人数」で各包括の警察相談実績は2件程度だが、見守り SOS は普及していないのか。

事務局 見守り SOS の相談窓口は向日市高齢介護課であるため、相談実績には含めない。

委員 ケースごとに介護保険サービスによる支援、医療による支援、貧困については生活保護、認知症に対しては成年後見などがあるがどのように支援されたかの内訳について示していただきたい。

また、各包括は生活保護を所管する向日市地域福祉課と密に連携しているか。

事務局 まず向日市高齢介護課には全ケース相談しており、必要に応じて向日市地域福祉課に連絡している。

委員 地域ケア会議の全ケースにおいて、事前に報告書を作成し、関係者間で内容を共有した上で支援策を検討されているか。

事務局 全ケース報告書をまとめ提出している。

議事(2) 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について

・事務局から市町村及び地域包括支援センターの評価指標等について説明を行った。

(資料2)

【質疑回答・意見要旨】

委員 各包括の負担が増大している要因の一つとして、予防プランの料金が安価のため、包括以外で受託する事業所がない状況が挙げられる。これからケアマネジャーを増員するとしても人件費の高騰から確保が困難である。

委員 介護予防マネジメントについて、予防計画を立てる上でメニューの幅を広げることは重要であるが、市と包括が連携して隙間の部分に関する対応できているか教えていただきたい。

事務局 まず、社会資源について、今年度は新型コロナの影響で現場に出られない状況が続いているが、市の生活支援コーディネーターを通じて社会資源の把握や発掘を行い、協議体の場で包括とも共有している。

今後は住民主体の取組などインフォーマルな活動を延ばすことが課題であり、介護予防手帳のツール開発等から幅広い意見を受け地域課題としたい。

委員 介護予防のケアマネジメントについて、ケアチェック表は使っているか。

事務局 日常生活動作のチェックリストを使用している。

委員 認定審査で使用する基本調査票は内容が詳細に書かれており、大変見やすいが現行のチェックリストから変えないのか。

事務局 事業対象者として認定する際はチェックリストを使用しているが、その後、包括の専門職が対象者宅に訪問し、親族から状況を伺っているためアセスメント不

足とは考えていない。

委員 予防給付で要支援1の方は生活支援サービスを利用できるが、向日市内には事業所は1カ所しかない。今後普及することは可能か。

事務局 向日市では訪問型Aとして緩和型サービス、訪問型Bとしてシルバー人材センターが実施するヘルパーのサービスがある。緩和型サービスについてはニーズが大きくないことから事業所から勧めにくい現状がある。また、シルバー人材センターのサービスについてはケアプランに位置づけにくいところがあり、引き続きシルバー人材センターや包括と相談しながら分析していきたい。

委員 総括表の権利擁護について、市は100%であるのに対し、各包括は80%となっているがどういった理由か。

事務局 資料2「個別業務」内の「(2)権利擁護業務」でNo.30の項目に関して、市町村は指標がないことに対し、センターは指標である消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っていないため、減となっている。

委員 総括表内で市の最後に「地域課題やセルフマネジメント手法の市民への周知に取り組む必要がある。」と記載されている。その関連箇所として市のNo.51「利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。」とあり、センターは「利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。」で両方の評価が×となっている。要因分析等として、「利用者の介護予防の意識向上、インフォーマルサービスを含めた地域資源の活用・創出、支え合いの推進等に有効な支援の手法を検討していく。」を挙げており、先ほど市の包括の説明としても介護予防手帳のツール開発とあったが、手帳でツール開発とはどのようなものか。また、セルフマネジメントを強化することは、介護予防ケアマネジメントで事業者の方に負担となって現状を踏まえると非常に重要なことだが、市民の方の意識や行動を変えるには時間を要する。これまでの啓発活動の評価があつて有効な支援を検討してくるのであれば問題ないが、今後のビジョンがあれば教えていただきたい。

事務局 本市ではケアマネージャーがケアプランを立てており、一足飛びに市民の方にプランを立てていただき、それを市が給付管理することは敷居が高い。前段階として要支援になっていない高齢者の方を対象として、介護予防手帳のようなものを使用し、自身で社会資源を用いてプランを立てることができるツールを先進的に取り組まれている事例をもとに研究する。その中で意識の啓発の効果や介護予防の効果を検証する。

委員 介護予防手帳を使用するということが、高齢者で手帳を使用されることは少ないように思う。その辺りを含めて普及するための検討が必要である。

議事(3) 令和2年度向日市地域包括支援センター事業方針について

・事務局から向日市地域包括支援センター事業方針について説明を行った。

(資料3)

【質疑回答・意見要旨】

委員 「3重点取組項目」内の「(3) 認知症高齢者の支援及び認知症初期集中支援チームとの連携」の活動内容として個別ケースをそれぞれ例示いただいているが実績として取りまとめているか。

事務局 認知症初期集中支援チームの検討委員会にて、支援経過及び結果を記録しており、課題の洗い出し等を認知症サポート医と検証している。